

停止処分者講習について

運転免許の停止処分等を受けた方は、停止処分者講習を受講することで、その結果に応じて停止処分等の期間の短縮を受けることができます。

【講習の種別及び該当者】

下記の処分日数の運転免許の停止・自動車の運転禁止・保留等の処分に応じた講習を受講することができます。

講習区分	処 分 日 数
短期講習	39 日以下
中期講習	40 日以上 89 日以下
長期講習	90 日以上 180 日以下

【講習場所、講習日時、手数料】

講習場所 講習種別	広島県運転免許センター 4 階 広島市佐伯区石内南 3-1-1	広島県東部運転免許センター 3 階 福山市瀬戸町山北 54-2	手数料
短期講習 6 時間	毎週 月・火・水・金曜日 9:00～16:00	毎週 月・木・金曜日 9:00～16:00	11,700 円
中期講習 10 時間	毎週 火・水曜日（2 日間） 1 日目 9:00～17:00 2 日目 9:00～12:00	毎週 水・木曜日（2 日間） 1 日目 9:00～17:00 2 日目 9:00～12:00	19,500 円
長期講習 12 時間 (予約制)	毎週 水・木曜日（2 日間） 両日 9:00～16:00	毎週 火・水曜日（2 日間） 両日 9:00～16:00	23,400 円

※いずれの講習も祝日、振替休日、年末年始(12/29～1/3)は行われません。

※中期・長期講習は 2 日間連続で行われます。2 日間のうちいずれかが祝日等である場合は、講習は行われません。

※講習の受付

場所 広島県運転免許センター 4 階（安全運転学校）又は
広島県東部運転免許センター 3 階

時間 いずれも午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分

※停止処分を受けられていない方で、広島県運転免許センターで受講の場合は、3 階の行政処分係窓口で停止処分を受けた後に、4 階にお越しください。

※手数料の納付は現金のみとなります。施設内に ATM はありません。

【長期講習の予約について】

長期講習については、事前に予約がないと受講することができません。

受講枠に限りがありますので、停止処分等を受けた後に速やかに予約してください。

予約の締切は、受講希望の前の週の金曜日(閉庁日の場合はその直前の平日)までです。

予約先 交通部運転免許課講習係 (広島県運転免許センター 3階)
(082) 228-0110 (代表)
(内線 703-314)

受付時間 平日 (休日・祝日・12/29～1/3 までの間を除く)
午前 9 時～午後 4 時 (午後 0 時～午後 1 時までの間を除く)

【持参物等】

- ・運転免許停止処分出頭通知書
- ・運転免許証及びマイナ免許証 (両方保有している方は両方必要)
※有効期限が切れたマイナンバーカードでは手続きできません。
- ・警察署等ですでに停止処分等を受けている方は、運転免許停止処分書
- ・講習手数料
- ・筆記用具
- ・運転に適した服装
※下駄・サンダル等では受講できません。
- ・昼食 (広島県運転免許センター・広島県東部運転免許センター内に食堂はありません。)

【短縮日数】

講習の効果を確認するため考査が実施されます。考査及び受講態度の結果により下記のとおり停止処分等の日数が短縮されます。

受 講 者			成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の 停止処分・自 動車等の運転 禁止	短期講習	30 日	29 日	25 日	20 日
	中期講習	60 日	30 日	27 日	24 日
	長期講習	90 日	45 日	40 日	35 日
		120 日	60 日	50 日	40 日
		150 日	70 日	60 日	50 日
		180 日	80 日	70 日	60 日
免許の保留等	短期講習	39 日以下	受講日を除く 残り日数	処分日数の 80%に当たる 日数	処分日数の 70%に当たる 日数
	中期講習	40 日から 89 日まで	処分日数の 50%に当たる 日数	処分日数の 45%に当たる 日数	処分日数の 40%に当たる 日数
	長期講習	90 日から 180 日まで	処分日数の 45%に当たる 日数	処分日数の 40%に当たる 日数	処分日数の 35%に当たる 日数

※考査の成績の 85%以上が「優」、70%以上 85%未満が「良」、50%以上 70%未満が「可」

※考査の成績が 50%未満となれば「不可」となり、停止処分等の期間が短縮されません。

※他の受講者の迷惑となる行為をする等の受講態度により減点される場合があります。